

海外の国立公園管理事例

国名・公園名	公園制度	土地所有区分	行政機構	職員数	面積	地方公共団体との関わり	費用負担	土地利用規制	方針の策定	地域の参画
イギリス (イングランド・ウエールズ) 12公園 IUCNカテゴリすべて	地域制 制度創設 1949年	(レイクデストリクト国立公園の例) 公園所有地 3.8% その他国有地 5.8% ナショナルトラスト 24.8% ノースウェスト水機構 6.8% 民有地 58.7%	<国の主管省庁> 環境・食糧・農村地域省(DEFRA) <根拠法> 1949年国立公園および田園アクセス法、1995年環境法 <公園の指定> ナチュラル・イングランド 政府の助言機関であるエージェンシー <管理> 国立公園管理当局(NPA) 特別地方公共団体としての位置付け 20~30名の理事会が意志決定に関与 3/4を地方自治体が、1/4を政府が指名	(レイクデストリクト国立公園の例) 正規職員 約130名 うちレンジャー17名	303~2292平方キロ (レイクデストリクト国立公園の例) 2292平方キロ	NPAは土地利用計画及び規制に関して、地方公共団体としての機能を有するが、社会保障・学校教育等の一般的な地方自治体のサービスについては、ディストリクト(日本の市町村に相当)という地方公共団体が分担している。	国立公園ごとに予算策定され理事会の承認を得る仕組み 国からの補助金が予算の約1/2 地方公共団体の負担は補助金の1/3 その他は公園事業料金・手数料・基金	・土地利用のゾーニングや開発許可はNPAで行う ・各NPAで利用規制に関する条例が策定できる	・国立公園の5カ年管理計画が作られており、年度ごとにそれに基づく事業目標や達成状況等が書かれた年次報告書が出されている	地方公共団体や関係者が参画した 運営理事会が管理に関する重要案件の議決を行う
フランス 7公園 IUCNカテゴリ 6公園 1公園	地域制 制度創設 1960年	(ヴァノワーズ国立公園の例) 公園所有地 0% その他国有地 0% 市町村所有地 90% 民有地 10% *コアゾーンのみ ヴァノワーズ国立公園の場合、コアゾーンは大部分が公有地だが、周辺ゾーンは多くの民有地が含まれる。	<国の主管省庁> エコロジー・持続可能な開発省 <根拠法> 国立公園設立法および施行令 環境法典に移行 各公園ごとの設立に関する政令 <公園の指定> 国が公園ごとの政令により指定 <管理> 公園ごとに設置される公施設法人(特殊法人的性格)が、規制、整備、管理を実施 <意志決定機関> 各公施設法人に運営理事会を設置 国代表(関係省庁、学識者等)及び地方代表(自治体、地元農工商業、自然保護団体等)、及び公園職員代表で構成	(ヴァノワーズ国立公園の例) 正規職員62名 (2004年)	約30~3210平方キロ(周辺ゾーン含む) (ヴァノワーズ国立公園の例) コアゾーン:528平方キロ 周辺ゾーン:1476平方キロ	周辺ゾーン及びコアゾーン内の市街化区域の土地利用規制は、市町村の権限(地方都市計画で対応)	(ヴァノワーズ国立公園の例) 予算総額: 約527万ユーロ エコロジー・持続可能な開発省 約351万ユーロ(66.6%) レジオン(州) 約5万ユーロ(0.9%) 県 約6万ユーロ(1.1%) 公園収入 約43万ユーロ(8.2%) その他 (2004年)	・コアゾーン及び周辺ゾーンに区分 コアゾーンは自然保護重視、周辺ゾーンは伝統的文化、社会、経済活動の保全と持続可能な発展が狙い ・公園ごとの政令で規制内容を規定(放牧等公園によって異なる規制) ・各公施設法人に許認可権限及び命令制定(国道以外の道路の交通・駐車規制等)権限を付与 (コアゾーンのうち市街化区域は市町村の権限)	・各公園で、関係者の合意に基づく公園の憲章を策定 (コアゾーンの規制の適用方針や周辺ゾーンの持続可能な発展の方針等を定める) ・また、各公施設法人が当該国立公園の施設整備方針等を定める整備計画を策定	・公園憲章の策定に参画 ・公園運営理事会に地方代表が参画
イタリア 22公園 IUCNカテゴリ 11公園 3公園	地域制 制度創設 1922年	(グランパラディソ国立公園の例) 公園所有地 12% 国有地 5% 市町村 28% 私有地 39% その他 16%	<国の主管省庁> 環境・国土保全省 <根拠法> 1991年保護区に関する枠組み法 <公園の指定> 国が大統領令により指定 <管理> 公園ごとに国立公園局(特殊法人的性格)を設置。局長及びディレクター(所長)は大臣が任命 国立公園局が規制、整備、予算執行の権限を保持。 <意志決定機関> 各国立公園局に評議会を設置 国、関係自治体、環境保護団体、科学者代表、公園局長により構成	常勤職員 85名 (本部23名、レンジャー62名) 2003年現在	39~1926平方キロ (グランパラディソ国立公園の例) 700平方キロ	地域の意向を公園管理に反映するため、関係自治体の長による公園連合会を設置	(グランパラディソ国立公園の例) 予算総額: 約460万ユーロ(5億5200万円) 国 約440万ユーロ(95.7%) 州 約5万ユーロ(1.1%) 県 約5千ユーロ(0.1%) 公園収入 約11万ユーロ(2.4%) 2003年現在	・各国立公園局が公園計画で、公園区域内を a)完全保護区 b)一般保護区 c)伝統的な利用(農林牧畜業など)の維持等を図る保護区 d)経済社会活動促進区 にゾーニングし、地域の実情に応じた規制を実施 ・各国立公園局に、建築物の様式、各種産業活動、レクリエーション活動等に関する規則を定める権限が与えられている(環境・国土整備大臣の承認が必要)。	公園計画で、利用施設・サービス、アクセス、動植物・自然環境管理の方針などについても定める。	・過去、狩猟や牧畜等の扱いをめくり、地域住民と衝突 ・1991年の法改正で、各国立公園局の協議機関として関係全自治体のトップによる公園連合会を設置し、公園計画策定、規制の制定、予算等について意見を求めることを義務づけ、関係自治体の公園管理への関与を強化。
韓国 20公園 IUCNカテゴリ 1公園 19公園	地域制 制度創設 1967年	陸域面積3,801平方キロのうち 国有地 1,887平方キロ(50%) 共有地 419平方キロ(11%) 私有地 1,495平方キロ(39%) (06年11月 国立公園管理公団資料)	環境府 国立公園管理公団(一部は道又は市) 管理公団は、23の国立公園管理事務所を設置 (職員・管理事務所の数は1993年9月)	管理公団の職員数 約700人(本部13%、地方87%)	全20国立公園計 6,448平方キロ うち 陸域3,801平方キロ(58.9%) 海域2,647平方キロ (06年11月 国立公園管理公団資料)	情報なし	2004年の予算規模 489億ウォン (62億2890万円) うち 国庫出捐金 114億ウォン(23%) 自己財源 375億ウォン(77%) (06年11月 国立公園管理公団資料)	公園区域内を ・自然保存地区 ・自然環境地区 ・自然集落地区 ・密集集落地区 ・集団施設地区 にゾーニングし、開発行為等を規制 なお、区域外にも公園保護区域を指定	情報なし	情報なし
アメリカ 58公園	営造物公園 制度創設 1872年	(オリンピック国立公園の例) 公園所有地 99% その他非連邦機関 1%	<国の主管省庁> 内務省国立公園局(NPS) <根拠法及び公園の指定> 個別の公園ごとに立法 <管理> 公園ごとに国立公園管理事務所を設置。 オリンピック国立公園ではモニタリング・外来種対策などは、7つの公園で構成されるNorth Coast and the Cascades Networkで協力し合って実施(予算もネットワーク内で分配)。	(オリンピック国立公園の例) 常勤約120名 非常勤25名 (2005年)	3,691平方キロ (うち、ウィルダネスエリア3,507平方キロ)	地域ボランティアの受け入れ。 地方自治体等が国立公園区域内で主体的に管理行為を行なうことは稀。	国(NPS)の予算のほか、NGO,民間からの寄付もある。	NPSが計画・実施。計画はNPS本省の計画担当課が実施。周辺地域との交渉が必要な場合は、本省担当スタッフ及び現地スタッフがあたる。 オリンピック国立公園のスーパーインテントの名前で交付される公園独自の規制がある。	公園ポリシー: 必要に応じて5~10年に1度訂正するManagement Policy(Level 1)、Level 1に基づき策定されるDirector's Orders(Level 2)、Manuals(Level 3)の3レベル。 公園計画は、General Management Plan(overreaching framework) Strategic Plan(5年計画) Implementation Plan(実施計画)、Annual Proceeding Plan(1年計画)の4段階がある。	国立公園周辺地域は、国立公園による経済メリットを受けているため、基本的に好意的。地域自ら規制を作る等する場合もある。地域の理解が他所より低い一部公園では地域の高校生をアルバイトとして雇用するなどの取組みを開始。
日本 28公園	地域性 制度創設 1931年	全公園で 国有地 62% 公有地 12% 民有地 30% 民有地比率は4~97%	<国の主管省庁> 環境省 <根拠法> 自然公園法 <公園の指定> 国が告示により指定 <管理> 環境省地方環境事務所が関係県、市町村と協力して実施 <諮問機関> 環境省本省に中央環境審議会自然公園部会	自然保護官 246名 アクティブレンジャー 60名 (H18年12月)	61(小笠原)~1926(大雪山)平方キロ (陸域のみ H18年3月)	・一部の県に行方規制事務の一部を委託 ・都道府県及び市町村も公園事業者として利用施設整備を実施 ・その他県及び市町村は地元自治体の立場から利用促進や保全管理に協力	国及び都道府県、市町村	基本的に国が行方規制を所管	公園ごとに、法定の公園計画及び実行上の計画である管理計画を策定	管理計画は地域の関係者による検討会を設置して策定 また、個別テーマ別に連絡協議会等を設置し、地域の関係者と調整